

② 計 算 例

(各年齢については、入居可能日を基準日とする。)

ウ 事業所得の方の例

例：本人35歳と長男9歳、次男7歳（小学生）の
3人世帯（母子世帯）の場合

- ① まず、収入の種類を確認します

本人は平成18年11月1日より生命保険の外交員をしている

- ② 必要な収入証明をそろえます

本人 → 平成29年分所得税確定申告書（控）

収入証明の例

(平成29年分確定申告書(控)より)

所得金額	事業等	①	2016000
	農業	②	
	不動産	③	
	利子	④	
	配当	⑤	
	給与	⑥	
	雑	⑦	
	総合課税一時 ⑧+⑨+⑩+⑪+⑫	⑧	
	合計	⑨	2016000

- ③ 年所得額を出します

2,016,000円（平成29年分所得税確定申告書（控）

記載の所得金額）～経費などを差引いた後の金額です

- ④・⑤ は該当しません

- ⑥ 控除額を計算します

同居者控除 $380,000 \times 2 \text{人} = 760,000 \text{円}$

寡婦控除（本人） 270,000円（(注) 2,016,000円 \geq 270,000円のため、270,000円）

（寡婦控除該当者の所得が27万円以下の場合、控除額はその人の所得金額になります。）

控除額合計 1,030,000円

寡婦控除は子供の
人数分を控除するのでは
ありません



世帯の月収額を計算します

本人の所得金額 家族の所得金額 控除額合計 世帯の月収額
 $(2,016,000 \text{円} + 0 \text{円} - 1,030,000 \text{円}) \div 12 = 82,166 \text{円} \rightarrow$ 申込資格有